

報告書

2014年5月11日

慶應義塾大学法学部教授

大竹由子

フランスの夫婦の氏（姓）について、下記の通り報告します。

記

1. フランスの氏（姓）

フランス法では、氏（nom de famille（家族の氏）、以前は nom patronymique（家名）の語が使われていた）は名とともに民事身分（私法上の人々の状態・地位）の重要な構成要素であり、氏名は身分証書（出生証書、婚姻証書など）に記載される。

フランス法における氏に関しては、古く、革命暦2年実月2日（1794年8月23日）法1条が「いかなる市民も、その出生証書に表示された以外の氏も名も使用することは出来ない」と定め、「氏不変の原則」が確立されている。従って、フランスでは出生の際に取得した氏を変更することは原則的に認められず、夫婦の氏に関しても、「婚姻は夫婦の氏=家名を変更しない」とされていた。ただし、民法上は直接規定されていないが、古くから、慣習上妻は夫の氏を使用する権利を取得することが認められ、実際に、妻が夫の氏を使用することが多かった。現在では、夫婦各自に他方配偶者の氏を使用する権利が認められている。この他方配偶者の氏の使用に関する夫婦の平等化は、2004年の離婚法改正による民法264条・300条において間接的に示された。なお、使用上の氏は、婚姻の場合だけではなく、1985年12月23日の法律43条により、すべての人が父母の氏を使用上の氏として用いることが出来るようになっている。

そこで、フランスでは、民事身分として出生証書に記載される氏（家族の氏）と、日常生活で用いることが認められる使用上の氏という2種類の氏が存在することになるが、以下では、フランス法における氏（家族の氏）の取得の原則、父母の氏の使用、夫婦の氏に関する原則について概略を説明するⁱ。

2. 氏の取得の原則—子どもの氏の選択ⁱⁱ：母の氏、父の氏、2重氏

フランス法における氏の取得に関する原則は、2002年3月4日法及びこれを修正した2003年6月18日法により、親子関係に関する規定中、第311-21条以下「氏の付与の規定」と題して初めて統一的に定められた（2005年2月28日施行）。これにより、嫡出子と自然子について区別なく、子の氏は、一定の条件の下、父母の選択により付与される。

①父母双方と親子関係が確立している場合（民法 311-21 条、2013 年 5 月 17 日の法律による改正）

父母双方との親子関係が、遅くとも出生の申述（届出）までに、あるいは、その後であっても同時に確立している場合、父母は共同して、子の氏の選択を申述（届出）する。子に与えることの出来る氏は、1) 父の氏、2) 母の氏、3) 両方並置した 2 個の氏（=2 重氏）（父母により選択された順序において、また、父母自身が 2 重氏を持つ場合はいずれか 1 つずつ）のいずれかである。従って、子の氏の決定は父母の選択によることになるが、選択がなされなかった場合は、（出生申述までの間で）子との親子関係の確立に先後がある場合には、先に確立した方の親の氏が付与され、子との親子関係が同時に確立した場合は、父の氏が付与される。この点では、父の氏の優先が存続した。更に、父母の間で選択について合意できない場合には、アルファベット順で並置された父母の 2 個の氏（父母自身が 2 重氏を持つ場合はいずれか 1 つずつ）が付与される。

父母による子の氏の選択は 1 回のみで撤回できず、父母間の共通の子がいる場合は、第 1 子についての選択は、他の子の氏の付与に効力を持つ。

②親子関係が一方の親とのみ確立している場合（民法 311-23 条、2013 年 5 月 17 日の法律による改正）

子は、親子関係が確立している親の氏を付与される。子が未成年の間に、他方の親とも親子関係が確立した場合は、父母は身分吏に対する共同申述により、1) 2 番目に親子関係が確立した親の氏、2) 父母双方の氏を並置する 2 重氏（父母自身が 2 重氏を持つ場合はいずれか 1 つずつ）のいずれかに氏を変更することが出来る（13 歳以上の子の場合はその子の同意が必要。父母共通の第 1 子についてすでに氏の付与・選択がなされていた場合を除く）。変更後の氏は、出生証書の欄外に記載される。

3 使用上の氏：父母の氏の使用（1985 年 12 月 23 日の法律 43 条）

①使用上の氏と（家族の）氏

2 で述べた通り、すべての人は（家族の）氏を取得し、氏は出生証書に記載される。

しかしながら、1985 年 12 月 23 日の法律 43 条により、日常生活において、父母の氏を使用上の氏として利用することが認められた。父母の氏の使用は、父母との親子関係が出生証書により記載されれば十分である（父母の氏の表示）。使用上の氏はいかなる場合も身分証書に記載されている唯一の氏である（家族の）氏に替わる事はなく、従って、身分証書（出生証書、婚姻証書）・家族手帳に記載されることはない。また、使用上の氏は、一代限りであり、次世代に継承されることはない。

②使用上の氏の選択

すべての人は使用上の氏として、自己の氏と（出生証書において親子関係が記載されているという条件で、自己に氏を伝えなかった）他方の親の氏を結合した二重氏を選択しうる。

未成年者に関しては、選択は父母の合意により行われる。

③書類上での使用上の氏の表示

選択された使用上の氏は行政機関により利用され、身分証明書類上に記載される。

身分証明書類上に、(家族の)氏に続けて使用上の氏を記載する手続は、次の通りである。

1) 申請書類の2番目の氏の欄に記入

2) 父母の名が記載されている出生証書(親子関係を明確にしている謄本あるいは抄本)の提出

3) 未成年者については、(申請者でない方の)他方の親の、身分証明書のコピーを添付した無印紙書類上での許可を提出

4 夫婦の氏の原則—使用上の氏：夫あるいは妻の氏の使用

フランスでは、すでに述べたとおり、1794年法以来「氏不变の原則」が確立されており、婚姻によって氏が変更されることはない。ただし、慣習上、夫婦双方は他方の氏を使用上の氏として(かつては、妻にのみ夫の氏の使用権があるとされていた)、使用することが認められている。婚姻による使用上の氏に関する直接の明文規定はないが、間接的には、離婚あるいは別居の効果(264条、300条)の中に、使用上の氏に関する規定がある。

①使用上の氏の任意性

婚姻後、夫婦双方が他方の氏を使用上の氏として利用をする可能性は完全に任意であり、自動的ではない。

従って、婚姻の際に、自分の固有の(家族の)氏を称することも、あるいは、配偶者の氏を使用することもできる。それは、強制されない個人的選択である。

②使用上の氏の選択

男性も女性も、1)配偶者の氏のみ、2)(希望する順に)自分の(家族の)氏と配偶者の氏を結合した2重氏のいずれかを、使用上の氏として選択することが出来る。

なお、内縁、PAC当事者には使用上の氏は認められない

③書類上での使用上の氏の表示

選択された使用上の氏は行政機関により利用され、身分証明書類上に、(家族の)氏の次に、使用上の氏を記載させることが出来る。この場合、申請書類の2番目の氏の欄に記載する必要がある。

5 女性差別撤廃条約との関係

以上のフランスの子の氏をめぐる法制は、個人通報のケースにおいて取り上げられたことがある。選択がないときは父の氏を承継するというのは、女性差別であるという申立てがされたが、女性差別撤廃委員会の多数意見は、申立人ら(子)の主張に対しては受理可能性がないというものであったが、反対意見が付された。姓はアイデンティティの一部であり、自身が姓を保持すること及び子どもに自分の姓を受け継がせることが条約上保護される権利・利益であることに関しては委員会の見解は一致しており、異論はなかった(甲

69、9 頁ないし 10 頁参照)。

以上

i 主に、一般の人々に氏に関する情報を提供しているフランス政府 HP の説明 (<http://vosdroits.service-public.fr/particuliers/N151.xhtml>) を参照した。

ii フランス法における子の氏については、色川豪一「フランスにおける子の氏—氏 (nom de famille) に関する 200 年 3 月 4 日の法律第 304 号、氏の付与に関する 2003 年 6 月 18 日の法律第 516 号」比較法学 38 卷 2 号 288 頁参照。

履歴書

犬伏 由子

慶應義塾大学法学部法律学科教授、慶應義塾大学大学院法学研究科委員

(主要著書)

- ・『新版注釈民法(27)相続(2)補訂版』(有斐閣、2013/12)
904 条の 2(寄与分)、第 3 節相続の放棄、958 条の 3(特別縁故者)、959 条(残余財産の国庫への帰属)
- ・『論点体系判例民法相続第 2 版』(第一法規出版、2013/12)
第 7 章遺言 279-447
- ・『講座ジェンダー法第 2 卷』(日本加除出版、2012/11)
家族法における婚姻の位置—婚姻家族をめぐる議論の行方
- ・『親族・相続法』(弘文堂、2012/11)
- ・『レクチャージェンダー法』(法律文化社、2012/4)

(主要論文・解説)

- ・「第 2 部 夫婦財産制の改正に向けて I 法定財産制の見直し—所得参与性の検討を含めて」戸籍時報 709 号 8-16 頁 (2014/3)
- ・「第 1 部 シンポジウムの概要及び夫婦財産関係法の検討課題」戸籍時報 709 号 2-7 頁 (2014/3)
- ・「共同相続人間の遺留分紛争」判例・先例研究平成 25 年度版 16-27 頁 (2014/3)
- ・「夫婦同氏原則・婚外子相続分差別規定に対する訴訟上の救済—司法の壁を崩すこと」国際女性 271 146-149 頁 (2013/12)
- ・共著「韓国「入養特例法」」法律研究 86/5 1-29 頁 (2013/8)

(口頭・ポスター発表)

- ・「家族法改正—子の利益を中心に・親権・面会交流権の立法課題」日本家族<家族と法>学会 (2009/7)
- ・「離婚給付と年金分割・法的・実務的課題の検討」日本家族<家族と法>学会 (2006/11)
- ・「日本における離婚および法改正の方向」慶應義塾大学法学部、サンパウロ大学法学部学術交流協会 20 周年記念シンポジウム (1999/7)

(講演)

- ・「障害と人権—成年後見人制度を中心に—」新しい成年後見制度とは/第 5 回公開講座 (2003/1～現在)